

2.1 有機溶剤中毒予防規則（有機則）の全体像

- 有機則に定める第1種～第3種有機溶剤等を用いて、屋内作業場等で、印刷、乾燥、接着、洗浄・払しょくといった有機溶剤業務を行う場合には、有機則が適用されます。*1
⇒ 有機則に定められた「体制や施設の整備等」が義務化されています。

屋内作業場等での有機溶剤業務

本パンフレットの
対応する項目

使用化学物質の特定と危険性等の把握

→ 2.3

第1種有機溶剤等使用

第2種有機溶剤等使用

第3種有機溶剤等使用*2

有機溶剤作業主任者の選任

→ 2.2

有機溶剤等の区分の表示、作業主任者の職務と氏名の表示
法定の掲示（有機溶剤の人体に及ぼす影響、取り扱い上の注意事項、応急処置等）

→ 2.4

換気装置等の設置・管理と保護具の使用
密閉装置／局所排気装置／プッシュプル型換気装置のいずれか

→ 2.5

作業環境の測定、評価、必要な場合改善等の措置

→ 2.6

特殊健康診断の実施（雇入時、配置替え時、定期（6か月以内））

→ 2.7

有機則に定めるその他の措置の実施

→ 2.8

作業の内容、使用する洗浄剤等の有害性の程度に応じて、有機則に定める以外の対策を実施

- *1 使用量がごく少量の場合、労働基準監督署への申請により、適用除外の認定を受けることができます。ただし、印刷業の場合、通常は適用除外の条件を満たすことはありません。
- *2 第3種有機溶剤等を使用し、タンク等の内部（地下室の内部その他通風が不十分な屋内作業場）に該当する場合は、換気装置等の設置・管理（全体換気装置の場合は防毒マスクも着用）、特殊健康診断の実施を行わなければなりません。

2.2 作業主任者の選任と安全衛生管理体制

◆作業主任者の選任

⇒ まず、有機溶剤作業主任者を選任しなければなりません。有機溶剤作業主任者は、有機溶剤作業主任者技能講習*3を修了した者から選任します。

*3 講習は登録教習機関で2日間行われます。

【有機溶剤作業主任者の職務】

- ① 作業の方法を決定し、労働者を指揮すること。
- ② 局所排気装置、プッシュプル型換気装置または全体換気装置を1月以内ごとに点検すること。
- ③ 保護具の使用状況を監視すること。
- ④ タンク内作業における措置が講じられていることを確認すること。

◆安全衛生管理体制（安衛法、安衛令）

- ⇒ 従業員50人以上の事業所：衛生管理者・産業医の選任、安全衛生委員会の設置
- ⇒ 従業員10人以上49人以下の事業所：安全衛生推進者の選任、職場懇談会等の開催
- ⇒ 法定安全衛生教育：労働者の雇い入れ時、作業内容の変更時